



島根県報

平成25年3月5日（火）

号外第21号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第139号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年3月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	431号	出雲市大社町北荒木52番1地先から同町杵築東309番1地先まで	前 A	メートル 3.00～11.80	メートル 2,136.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 市道移管
		出雲市大社町中荒木1852番3地先から同町杵築東276番1地先まで	後 B	11.10～51.00	3,618.00	
県 道	大社日御碕線	出雲市大社町中荒木1852番3地先から同町杵築北2711番18地先まで	前	11.10～51.00	2,703.00	出雲県土整備事務所 起点変更による減
			後	0.00	0.00	
"	斐川上島線	出雲市斐川町三絡1680番2地先から同1683番2地先まで	前	14.38～36.22	115.95	減幅 仮設道撤去
			後	14.38～14.55	115.95	
"	鹿野吉賀線	鹿足郡吉賀町朝倉1889番1地先から同1888番1地先まで	前	17.20～26.10	96.10	益田県土整備事務所津和野土木事業所 災害防除工事 拡幅
			後	24.20～34.80	96.10	
"	津和野須佐線	鹿足郡津和野町豊稼661番1地先から同1162番3地先まで	前	5.00～6.90	15.50	災害防除工事 拡幅
			後	5.00～10.20	15.50	

島根県告示第140号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	鹿野吉賀線	鹿足郡吉賀町朝倉1889番1地先から同1888番1地先まで	メートル 96.10	平成25年 3月5日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	
〃	津和野須佐線	鹿足郡津和野町豊稼661番1地先から同1162番3地先まで	15.50	平成25年 3月5日		
〃	六日市錦線	鹿足郡吉賀町有飯74番2地先から同88番2地先まで	130.00	平成25年 3月5日		
〃	〃	鹿足郡吉賀町有飯153番13地先から同311番1地先まで	92.30	平成25年 3月5日		